

令和5年度放射能測定調査委託費（放射能測定調査）事業に係る入札可能性調査実施要領

令和4年12月23日
原子力規制庁
長官官房放射線防護グループ
監視情報課放射線環境対策室

原子力規制庁では、令和5年度放射能測定調査委託費（放射能測定調査）事業の受託者選定に当たって、一般競争入札（価格及び技術力等を考慮する総合評価方式）に付することの可能性について、以下の通り調査します。

つきましては、下記1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札（価格及び技術力等を考慮する総合評価方式）を実施した場合、参加する意思を有する方は、2. 登録内容について、5. 提出先まで登録をお願いします。

1. 事業内容

(1) 概要

本事業は、我が国へ米国原子力艦が寄港する横須賀港（神奈川県）、佐世保港（長崎県）及び金武中城港（沖縄県）周辺（以下「三港」という。）の環境放射能を調査するものであり、概要は次のとおりである。

- (1) 三港における原子力艦放射能調査
- (2) 環境試料の放射能分析及び積算線量測定
- (3) 原子力防災関係（緊急時等の参集及び対応）
- (4) 原子力艦放射能測定技術研修
- (5) 原子力艦放射能調査結果管理

(2) 事業の具体的内容

別紙のとおり

(3) 事業期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 応募要件

- ① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ②予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。
- ④原子力規制委員会からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

2. 登録内容

- ① 事業者名
- ② 連絡先（住所、TEL、E-mail、担当者名）

3. 留意事項

- ・本委託事業は原子力規制庁の情報保全契約に該当しますので、契約の履行過程で受注者が入手した情報の保全体制が確保されていることについて、別途書面で誓約いただくこととなります
- ・登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・本件への登録に当たっての費用は事業者負担となります。
- ・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。
- ・提供された情報、資料は返却しません。

4. 公募期間

令和4年12月23日（金）～令和5年1月12日（木）

※郵送の場合は「令和5年1月12日（木曜日）必着」でお願いします。

5. 提出先

郵送またはE-mailにてご提出願います。

【提出先】 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室

田中 基成 宛て

【TEL】 03-5114-2126

【E-mail】 tanaka_motonari_36s@nra.go.jp

(登録例)

令和〇年〇月〇日

原子力規制委員会
原子力規制庁長官官房放射線防護グループ
監視情報課放射線環境対策室

令和5年度放射能測定調査委託費（放射能測定調査）事業について

令和4年12月23日付、標記実施要領に従い、以下の事項を登録します。

登録内容

- ① 事業者名 ○○
- ② 連絡先
 - 住所 ○○
 - TEL ○○
 - Mail ○○
 - 担当者名 ○○

実施計画書（仕様書）

1. 事業名

令和5年度放射能測定調査委託費（放射能測定調査）事業

2. 事業目的

- (1) 我が国における環境放射能の水準を把握するため、放射能調査研究の一環として原子力艦寄港地である横須賀港（神奈川県）、佐世保港（長崎県）及び金武中城港（沖縄県）周辺（以下「三港」という。）の環境放射能を調査する。
- (2) (1) に伴う我が国の環境放射能に係る情報を収集、整理及び提供し、環境試料中の放射性物質が放出する放射線及び空間放射線による被ばく線量の把握に資する。

3. 事業内容

本事業における業務内容は次のとおりである。

また、本業務の実施に際して、受託者は「防災基本計画 第12編原子力災害対策編 第4章原子力艦の原子力災害」※及び「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」※（中央防災会議主事会議申合せ）などの関連規程に沿って業務を実施するとともに、定期的に原子力規制庁と連絡調整を実施するなど緊密な連携を図り、円滑な業務実施に努めるものとする。

※詳細については次の内閣府 HP（防災情報のページ）を参照

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/kihon.html>

http://www.bousai.go.jp/taisaku/genshiryokukan_manual/

(1) 三港における原子力艦放射能調査

米国原子力艦が寄港する際、その都度の調査予定に対応するため放射能調査班※¹の班員として専門家※²（以下「調査員」という。）を少なくとも1名、三港のうち調査を実施する地（以下「寄港地」という。）に派遣又は常駐させ、調査（次の①及び②）を実施する。

※1：放射能調査班とは、米国原子力艦の寄港に際しての調査を行う場合に原子力規制庁が編成する班長（原子力規制庁職員）、海上保安庁の放射能調査艇（以下「モニタリングボート」という。）乗組員、分析専門機関の調査員及び地元自治体職員からなる調査班をいい、調査後、その結果をとりまとめ公表するとともに、調査に際して関係機関との連絡調整を実施する。

※2：専門家とは、環境における放射線計測や放射能分析に係る知識と経験を有することに併せて、ゲルマニウム半導体検出器、NaI（TI）シンチレーション検出器等の放射線測定器の使用に精通し、環境における放射線計測等の専門的知識及び技能を有する者をいう。

過去の調査期間等については、入出港の実績等（*）を参照すること。

（*）URL：<https://www.kankyo-hoshano.go.jp/library/nuclear-ship/departure/>

①原子力艦放射線測定

別表に対象機器として主なものを掲げる MP^{※1}等による収集データ等（モニタリングボート及び横須賀におけるモニタリングカーに係るものを含む。）の監視及び海水並びに海底土の採取等を行う。

次期受託者は、原子力規制庁からの連絡があり次第（連絡は遅くとも原子力艦の入港する時刻の 24 時間前程度までには実施予定。）、寄港地の原子力艦モニタリングセンター^{※2}へ調査員を速やかに配備して調査業務に従事させるとともに、調査期間中には常時、携帯電話による連絡を受けられる体制とすること。

合わせて、MP等の稼働などに異常が確認された場合、速やかに原子力規制庁担当官に報告するとともに、現地においての対応（原因究明及び機器等の復旧作業）が完了するよう支援すること。

※1：MP（モニタリングポスト）とは、空間放射線量率、海水中の放射線計数率、大気中の放射性ヨウ素及び気象観測情報を収集する機器並びにそれらの関連機器一式をいう（ただし、機器の全てを併設しない場合もある。）。

※2：原子力艦モニタリングセンターとは、三港での原子力艦放射能調査を実施する調査班の拠点として原子力規制庁が設けている施設であり、具体的には次の3箇所をいう。

- ・横須賀（神奈川県横須賀市東逸見町 1-14-14）
- ・佐世保（長崎県佐世保市干尽町 4-1）
- ・沖縄（沖縄県うるま市勝連平安名 2884-10）

（別表）

機器設置場所		対象機器				
		空間系装置		海水系装置	その他	
		NaI(Tl)シンチレーション検出器	高線量率計(加圧型電離箱線量計)	NaI(Tl)シンチレーション検出器	ヨウ素サンプラ	気象観測装置
横須賀港	小海局 [※]	1	1	1	1	1
	泊局 [※]	1	1	1	—	—
	楠ヶ浦局 [※]	1	1	1	—	—
	長浦局	1	1	1	—	—
	かきヶ浦局 [※]	1	1	1	—	—
	小川町局	1	1	—	—	—
	本町局	1	1	—	—	—
	東逸見局	1	1	—	—	—
	船越局	1	1	—	—	—
夏島局	1	1	—	—	—	
佐世保港	立神局 [※]	1	1	1	—	—
	崎辺局	1	1	1	—	—
	平瀬局 [※]	1	1	1	—	—
	環境センター局	1	1	—	—	—
	赤崎局 [※]	1	1	1	1	1
	口木崎局	1	1	1	—	—
	小庵浦局	1	1	1	—	—
金武中城港	海軍棧橋局 [※]	1	1	2	1	1
	陸軍棧橋局 [※]	1	1	1	—	—
	公民館局	1	1	—	—	—
	対策本部局	1	1	—	—	—

※ 米軍施設内

②海水の放射能測定

調査班が採取した次の海水試料について、NaI(Tl)シンチレーション検出器を用いてγ線の総数（γ線スペクトロメトリーによって得られるグロスカウント）及びコバルト 60（Co-60）等の人工放射性核種の有無について測定を行う。

イ) 対象試料及び数量

測定の対象となる試料については次のとおりであるが、入港隻数及び回数についての事前の把握が困難なことから、総量についての試算は過去の入出港の実績等（*）を参照とすること。

（*）URL: <https://www.kankyo-hoshano.go.jp/library/nuclear-ship/departure/>

なお、次に示す容量は対象試料の採取量であり、実際の測定に際しては、1回の測定につき1つのマリネリ容器（寄港地の原子力艦モニタリングセンターに原子力規制庁が備える専用容器であり、1容器の容量は約3リットル。）を用い実施すること。

- ・原子力艦入港前に採取する1試料（容量20リットル容器×1）
- ・原子力艦入港時に採取する1試料（容量20リットル容器×1）
- ・原子力艦寄港中の各日2回（午前と午後に各1回）採取する試料（容量20リットル容器×2）
- ・原子力艦出港時に採取する1試料（容量20リットル容器×1）※

※出港時においては、測定班により別途の分析試料の採取も実施される（具体的な採取試料の種類及び数量については（2）①イ）参照）。

ロ) 放射線量及び核種変動把握

原子力艦の入港前に採取した試料の測定結果を基準（通常時）として、その他の各試料の測定結果について比較・検証することにより、原子力艦寄港中の放射線量並びに核種及びそれらの変動状況を的確に把握し、速やかに調査班長に報告する。

（2）環境試料の放射能分析及び積算線量測定

①原子力艦出港時及び出港後の採取試料の分析

採取した海水及び海底土について、ゲルマニウム半導体検出器を用いたγ線スペクトロメトリーによる分析（原子力規制庁の指示に基づく再分析を含む）を行う。

イ) 対象試料及び数量

原子力艦1隻に係る試料については次のとおりであるが、入港隻数及び回数についての事前の把握が困難なことから、総量については過去の入出港の実績等（*）を参照すること。

（*）URL: <https://www.kankyo-hoshano.go.jp/library/nuclear-ship/departure/>

- ・海 水：原子力艦出港時に採取する1隻につき5試料（1試料：容量20リットル）

ル容器×2※)

※当該試料とは別に原子力規制庁が保管する同種の試料（容量 20 リットル容器×1）について、再分析等の際に供することが可能であるため、必要に応じて申し出ること。

- ・海底土：原子力艦出港後（出港時から 24 時間経過後）に採取する 1 隻につき 5 試料（1 試料：約 3 kg）

なお、対象となる原子力艦の出港後 24 時間以内に新たな原子力艦が同停泊場所に入港した場合は、後者の原子力艦出港後に採取する海底土と共通とする。

ロ) 分析対象核種

- ・コバルト 60 (Co-60)
- ・亜鉛 65 (Zn-65)
- ・セシウム 137 (Cs-137)
- ・セリウム 144 (Ce-144)

ハ) 分析目標値

従前から実施してきている原子力艦調査結果等（*）を踏まえ、同等の分析水準を担保できるよう目標値を設定すること。

（*）URL: https://www.kankyo-hoshano.go.jp/exam_ship_result.html

設定した目標は別紙 1 - 3 の様式で一葉にとりまとめの上、報告に先んじて原子力規制庁に報告し了承を得る（必要に応じて事前に検討委員会（4.（2））での検討を実施する）こと。

②定期調査

ゲルマニウム半導体検出器を用いたγ線スペクトロメトリーによる分析、蛍光ガラス線量計による積算線量測定及び定期調査に関する技術的助言を四半期ごとに行う。

イ) 対象試料及び数量

- ・海 水：調査 1 回につき 12 試料（年間の総量は容量 20 リットル容器×12 試料×4 回）
- ・海 底 土：調査 1 回につき 19 試料（年間の総量は数百グラム×19 試料×4 回）
- ・海産生物：調査 1 回につき 23 試料（年間の総量は数kg×23 試料×4 回）
- ・大 気：調査 1 回につき 3 試料（年間の総量は 1 組※×3 試料×4 回）

※大気中の放射性ヨウ素が吸着した活性炭カートリッジ及び塵が吸着したフィルター（概ね外径 60mm で高さ 20mm 程度。1 分間に空気を 50 リットル吸引可能な機器を 24 時間稼働させることにより収集した試料）。

注) 海水、海底土及び海産生物の各試料については、本事業以外の原子力艦放射能調査の関係機関から提供されるが、提供された海底土試料については 700mL マリネリ容器を用いて分析を行うこと。

大気試料（大気中の放射性ヨウ素）については、四半期ごとに直接三港各港に

において自ら試料を採取すること。

ロ) 分析対象核種

海水、海底土及び海産生物試料については次の4核種について、大気試料はヨウ素 131 (I-131) を分析対象とする。

- ・コバルト 60 (Co-60)
- ・亜鉛 65 (Zn-65)
- ・セシウム 137 (Cs-137)
- ・セリウム 144 (Ce-144)

ハ) 積算線量測定

蛍光ガラス線量計により、三港における四半期ごとの積算放射線量測定を実施する(各港の個別の地点及び測定数は次のとおり。)

- ・横須賀港：6地点において年間24回
- ・佐世保港：10地点において年間40回
- ・金武中城港：10地点において年間40回

注) 設置期間が完了した蛍光ガラス線量計については、本事業以外の原子力艦放射能調査の関係機関から提供される。

二) 分析目標値

従前から実施してきている原子力艦調査結果等(*)を踏まえ、同等の分析水準を担保できるよう目標値を設定すること。

(*) URL: <https://www.kankyo-hoshano.go.jp/library/nuclear-ship/regular-survey/>

設定した目標は別紙1-3の様式で一葉にとりまとめの上、報告に先んじて原子力規制庁に報告し了承を得る(必要に応じて事前に検討委員会(4.(2))での検討を実施する)こと。

ホ) 定期調査に関する技術的助言

原子力規制庁が四半期ごとに1回(1回につき3日間程度)、可搬型MP※により、三港の局舎((1)①の別表に示す機器設置場所)に設置して実施している環境放射線調査の際、調査員1名を現地に派遣するとともに、他の調査班員に対して専門的な知見からの技術的な助言等を的確に行う。

※MPと同等の目的で使用する可搬型の機器をいい、三港で21台(横須賀:8台、佐世保:8台、金武中城:5台)配備。

③本事業で得られた関連試料の保管・管理

採取した試料は、分析後の検討委員会において承認が得られた上で、関係法令を遵守し適切に廃棄処理する。

ただし、測定に供した試料については、少なくとも調査終了後5年間は保管した上で、前述と同様の方法により廃棄処理すること。

なお、試料の保管については、保管場所を直接日光のあたらない屋内とするなど、試料の特性等を考慮し適切に実施するとともに、各試料の採取情報等も含めて管理

を行うこと。

(3) 原子力防災関係（緊急時等の参集及び対応）

原子力艦の原子力災害の対策に係る次の業務に従事する。

①防災訓練

原子力規制庁が参加する三港の自治体を実施する防災訓練等について、調査員を三港各港に1回程度派遣する。

また、事前に原子力規制庁と訓練等の内容や対応状況等について協議し、訓練に際して専門的な知見からの技術的な助言等を的確に行う。

②災害時の対応

「原子力艦の原子力災害時等の初動対応マニュアル」（原子力規制委員会）に規定する原子力災害に関する通報があった場合及び敷地境界付近のモニタリング値が通報基準に達した場合の緊急時モニタリングにつき、原子力規制庁の要請に応じて調査員の派遣が可能な体制を整えること。

(4) 原子力艦放射能測定技術研修

原子力艦放射能調査に必要な技術研修について、現地調査班員等（概ね30名程度の者）を対象として少なくとも1回実施する。

研修内容には、放射線並びに放射能に関する教育、実際に調査に用いられている測定機器等の操作等に係る実習及び環境試料の分析並びに測定施設への知見等を高めるものとし、原子力艦の放射能測定に従事する者の能力の向上による事業実施の円滑化に寄与するものとする。

また、研修期間か否かにかかわらず現地調査班員からの原子力艦放射能調査に必要な技術的質問に対して専門的な知見からの的確な助言等を行う。

(5) 原子力艦放射能調査結果管理

原子力艦の寄港に係る放射能測定調査結果を収集し、内容の妥当性を確認の上、原子力規制庁が指定する集約先（*）に入力して管理する。

（*）例⇒URL: <https://www.kankyo-hoshano.go.jp/library/environmental-radioactivity/>

①収集対象とする調査結果

イ) 本事業に関する報告書（令和3年度のもの及び令和4年度のもののうち報告済のもの）

ロ) 原子力艦放射能調査に関連する報告書等（令和元年度のもの及び令和2年度のもののうち報告等が完了しているもの）

- ・放射能調査報告（防衛省）
- ・農林水産省関係放射能調査研究年報（農林水産省）
- ・放射能調査報告書（海上保安庁）
- ・放射能観測報告（気象庁）

- ・環境省環境放射線等モニタリング調査等業務結果報告書（環境省）
- ・輸入食品中の放射性核種に関する調査研究（厚生労働省）

②調査結果管理

収集した報告書等のデータについて、調査ごとに分類及び整理し、原子力規制庁が指定する集約先に入力して管理する（試料ごとの入力件数の目安は次のとおり）。

- ・原子力艦放射能調査に関する報告（4,600 件程度）
- ・放射能調査報告（80 件程度）
- ・農林水産省関係放射能調査研究年報（1,800 件程度）
- ・放射能調査報告（380 件程度）
- ・放射能観測報告（20 件程度）
- ・環境省環境放射線等モニタリング調査等業務結果報告（1,800 件程度）
- ・輸入食品中の放射性核種に関する調査研究（35 件程度）

各データについては、その妥当性等を十分に検証（疑義が見られたデータの調査元への照会・確認等を含む）の上で管理対象とすることとし、原子力規制庁担当官の要望に応じて提供等を行うこと。

4. 委託業務の方法

（1）測定方法等

本業務を実施する際の試料の取扱い方法（採取した試料の処理及び輸送の方法、放射能分析を実施する際に適用する分析方法など）については、放射能測定法シリーズ（*）に準じて的確なものを採用すること。

なお、分析の回数及び対象とする試料の数並びに核種は、原子力規制庁の指示により変更する場合がある。

（*）放射能測定法シリーズ：原子力規制庁が所管する環境試料に含まれる放射性核種を分析するための放射能測定方法等を記載した書籍（全 34 集）で、インターネット上（<https://www.kankyo-hoshano.go.jp/library/series/>）で閲覧可能。

（2）調査結果の評価

① 検討委員会の設置・構成

調査内容・手法の妥当性、測定値の信頼性確認及び調査結果等について審議するため、環境放射能学等本事業内容に関連する学識経験者といった専門家や外部有識者などを含む 10 名程度の委員によって構成される検討委員会を設置する。

② 検討委員会の開催・結果報告

検討委員会は、少なくとも年 4 回の開催（うち 2 回までは電子メールを利用した会合でも可）し、結果について取りまとめの上、速やかに原子力規制庁に報告する。

（3）業務の引継ぎ等の方法等

① 現行の受託者からの引継ぎ

原子力規制庁は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の受託者及び次期受託者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務を新たに実施することとなった受託者は、次期業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の受託者から業務の引継ぎを受けるものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、次期受託者の負担となる。

②委託契約期間満了の際に次期受託者の変更が生じた場合の引継ぎ

原子力規制庁は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、次期受託者及び現行の受託者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い次期受託者に変更となる場合には、現行の受託者は、次期業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次期受託者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、次期受託者の負担となる。

③原子力規制庁からの貸与物件等

イ) 放射能測定調査委託費（放射能測定調査）事業成果報告書（平成 27 年度～令和元年度各年度）

ロ) 上記のほか、本事業に必要な測定機器等については、原子力規制庁で調達し貸与する（原子力規制庁で定める条件を満たした場合。無償貸付物品の一覧は次期受託者に対し示すこととする。）が、機器の更新等により物品及び数量に変更があった場合、現状を優先とする。

ハ) その他、本事業に必要な消耗品（特に分析に使用する容器や容器ラベル等）については、次期受託者が準備すること。

(4) その他留意すべき内容

本事業の実施にあたっては、在日米軍基地内への立ち入りが必要であり、米軍への立入申請を実施し許可されることが前提となる。

このため、次期受託者の組織情報及び立入者（従事者）の個人情報米軍に提供する必要がある。

また、在日米軍基地内での作業等に際しては、我が国法令のほか米軍内規等を遵守する必要がある。

5. 委託業務の報告

(1) 本事業の達成目標（達成水準）

本事業は、国民の安全・安心の確保に資するべく、米国原子力艦が寄港する全ての自治体（神奈川県、長崎県、沖縄県）における、環境放射線及び放射能レベルの確実な把握を目的とするため、対象試料を的確に採取し、調査を確実に完了する必要がある。

このため、対象とするすべての試料（本事業において次期受託者が自ら採取するもの）を確実に採取し、かつ分析の対象とする試料（本事業において次期受託者が自ら採取す

るもの以外も含む)を100パーセント分析することとする(ただし、次期受託者の責に依らない理由(気象条件等による試料の採取ができない場合等、原子力規制庁が試料の採取不可能と判断した場合など)がある場合はこの限りでない)。

(2) モニタリングの報告

受託業者は、原子力規制庁に対し、基準日(原子力艦の出港日から30日後の日)までに原子力艦出港時及び出港後における放射能調査結果を別紙1-1及び別紙1-2の様式により、原子力規制庁に提出(別紙1-3についても合わせて提出)し、事業の実施状況について報告する。

原子力規制庁は、次期受託者から提出された報告を確認することで、事業の実施状況を把握する。

(3) 成果報告の方法

委託業務成果報告書については、委託事業実績報告書で代替することとし、1部を原子力規制庁へ提出すること。

6. 委託業務実施期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

7. 支出計画

別添1「支出計画書」のとおり。

8. 無償貸付を行える物品

原子力規制庁で定める条件を満たした場合には別紙2「無償貸与物品一覧」に記載の物品について無償貸与を行えるものとする。

9. 守秘義務

受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を如何なる者にも漏洩してはならない。

受託者は、本委託業務に関わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意をもって管理し、本委託業務以外に使用してはならない。

10. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、受託業務の開始時に、受託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁担当官に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、原子力規制庁担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機

密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、受託業務において受託者が作成する情報については、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(3) 受託者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において受託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 受託者は、原子力規制庁担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、受託業務において受託者が作成した情報についても、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 受託者は、受託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

以 上

原子力艦出港時及び出港後における放射能調査結果(記載例)

艦名 (艦名を記載)

寄港地 (港名を記載)

寄港期間 (令和 年 ○月 ○日 9:00 ~ 令和 年 ○月 ○日 10:00)

分析担当機関 (受託者名を記載)

試料名	採取地点	^{60}Co	^{65}Zn	^{137}Cs	^{144}Ce
海 水 (mBq/L)	艦首	* *	* *	* *	* *
	艦中央	* *	* *	1.7 ± 0.28	* *
	艦尾	* *	* *	2.1 ± 0.30	* *
	追跡中港内	* *	* *	1.7 ± 0.35	* *
	追跡中港外	* *	* *	1.6 ± 0.28	* *
海 底 土 (Bq/kg乾土)	停泊地点付近				
	試料1	* *	* *	* *	* *
	試料2	* *	* *	* *	* *
	試料3	* *	* *	* *	* *
	試料4	* *	* *	* *	* *
	試料5	* *	* *	* *	* *

停泊地点(棧橋名又は「△△(艦名)の停泊地点は■棧橋先端から181度2,963m」という起点からの距離を記載)。

備考1 本調査は、令和2年度放射能測定調査委託費(放射能測定調査)事業において原子力規制庁が指示した分析方法により、ゲルマニウム半導体検出器によるγ線スペクトロメトリーを行い核種を同定し、上記4核種について定量を行ったものである。

備考2 分析値が分析目標値(別紙)以上のもの、または分析目標値未満であっても計数値がその計数誤差の3倍を超えるものについては数値を記載し、それ以外のものについては* *で示した。

ゲルマニウム半導体検出器における γ 線スペクトロメトリーの分析目標値

核種 試料名	海水 [mBq/L]	海底土 [Bq/kg乾土]	海産生物 [Bq/kg生]	大気 [mBq/m ³]
⁶⁰ Co	4	0.4	0.4	—
⁶⁵ Zn	7	2	0.8	—
¹³⁷ Cs	4	0.6	0.4	—
¹⁴⁴ Ce	20	4	2	—
¹³¹ I	—	—	—	2

※各欄には参考として令和元年度の目標値を記載

別紙1

支出計画書

(単位：円)

費目	種別	委託費の額	備考
人件費		〇〇〇〇	
	・調査員Ⅰ	〇〇〇〇	
	・調査員Ⅱ	〇〇〇〇	
	・調査員Ⅲ	〇〇〇〇	
	・調査員Ⅳ	〇〇〇〇	
	・調査員Ⅴ	〇〇〇〇	
	・調査員Ⅵ	〇〇〇〇	
事業費		〇〇〇〇	
	旅費	〇〇〇〇	
	会議費	〇〇〇〇	
	謝金	〇〇〇〇	
	備品費	〇〇〇〇	
	借損料	〇〇〇〇	
	消耗品費	〇〇〇〇	
	外注費	〇〇〇〇	
	・機器保守維持費	〇〇〇〇	
	・役務費	〇〇〇〇	
	印刷製本費	〇〇〇〇	
	補助人件費	〇〇〇〇	
	その他諸経費	〇〇〇〇	
	一般管理費	人件費及び事業費の合計の9%	〇〇〇〇
小計		〇〇〇〇	
消費税		〇〇〇〇	
合計		〇〇〇〇	

無償貸付物品一覧

品名	仕様	数量
作業台	W 1800 × H 800 × D 600	1
作業台	天秤用180型 甲板人工大理石 1800×600×800	1
低バックグラウンド 自動測定装置	LBC-471Q型 オートサンプ ルチェンジャー エバポレーター デジタリミター	1
γ線スペクトル分析装置	Ge半導体検出器 CANBERRA製 GC2519-7915-30 BIN電源 BIN電源 遮蔽体	1
燃焼装置	開閉式管状炉	1
ボールミル	ヤヨイ製震盪器 Model-Y-RG-1-20他	1
ガンマ線スペクトロメータ	Ge半導体検出器 I GW11021 BIN電源	1
低バックグラウンドβ線測定装置	LBC-471Q型 オートサンプ ルチェンジャー エバポレーター デジタリミター	1
大気中トリチウム採取装置	幕張理化学硝子製作所製	1
上皿天秤	メトラード社製 XS32001LV	2
多本架遠心機	日立工機 himac CF6L型	1
低温恒温器	東京理化学器械 LTI-601SD	1
直流安定化電源	カスタム CPS-3030	2
卓上型電気炉	東洋製作所 KM-280	1
ドラフトチャンバー	1000×750×2200mm DF-180PV (特型) 木製	1
Ge半導体検出器を用いた In-situ測定システム	・Ge半導体検出器 CANBERRA ・MCA IN SPECTOR 2000 ・支持金具 + コリメータ ・データ処理装置 FMV-BIVLO	1
NaIシンチレーションサーバイメータ	日立製作所製 TCS-1172	1
資料保管ラック	壁面収納庫 (2重収納型)	1
スタンダードデスク	テーブル W1200×H700×D800 3台 キャビネット W700×H700×D700 2台 テーブル W700×H700×D700 2台	1
パソコン	I・O DATA製15型液晶ディスプレイ LCD-A152V Panasonic製ノートパソコン CF-T1PWAXR	3
電子ポケット線量計	PDM-192SET5型 5本入り	2
NaIシンチレーションサーバイメータ	TCS-172型	3
積算線量計運搬容器	伸和工業社製 内容積 W161×D131×H71mm	3
大型乾燥機	W1700×H1615×D1200mm SUS-304 フィン付 シーズヒーター U字型 最高温度 150℃	1
Ge検出器波高分析装置	Ge半導体検出器 CANBERRA製GC3018-7915-30ULB/S 遮蔽体 CANBERRA製 DSA1000 UPS APC製 パソコン DELL製デスクトップ型GX270	1
マルチチャンネルアナライザー	SEIKO EG&G製 MCA-7	2
Ge半導体検出器	Ge半導体検出器 CANBERRA製GC2518S-7500SL-2002CSL 蒸発防止装置 IWATANI 製	1
環境試料分析用実験台	マツウカ社製 中央実験台 KCA-300 塩ビ流し台 KSK-150	1
可搬型γ線スペクトロメータ	セイコー・イージーアンドジー社製 (1)検出器部 GMX25S (2)ポータブルMCA部 DIGIDART-NEGGE (3)データ処理装置 CF-R5LW4AXS	1
マルチチャンネルアナライザ	1.CANBERRA DSA1000 2.データ処理装置 Panasonic CF-W5 3.プリンタ Canon PIXUS iP90V	1

品名	仕様	数量
ガラス線量計リーダー	ガラス線量計読取装置 1式 (株)千代田テクニカル製 FGD-202 アニーリング炉 1台 日陶科学(株)製 NHK-210 ビルドアップ用恒温加熱装置 1台 ヤマト科学(株)製 DKN-602	1
In-situ Ge測定装置	・ポータブルGe核種分析システム MICRO-TRANS-SPEC ・ウルトラバッテリーエクステンダー DETECTIVE-OPT-15 ・三脚 ・効率校正用治具 ・データ処理装置 Panasonic製 TOUGHBOOK CF-30KW1AAS ・携帯型プリンタ CANON PIXUS ip100 ・ソフトウェア(測定器制御・解析プログラム) ・防水キャリアケース MICRO-DET-OPT-1	1
可搬型モニタリングポスト	・可搬型モニタリングポスト本体 ・バッテリー (内蔵及び充電式) ・データ処理装置 Panasonic製 TOUGHBOOK CF-30KW1AAS ・盗難防止用具(ステンレス製チェーン、南京錠)	1
校正用電離箱線量計	応用技研社製電離箱 C-1966 (4000ml) 測定部 AE-132a (改)	3
校正用標準照射装置	照射装置 線量計校正台 制御盤 映像機器	1
大型電気炉、大型乾燥機	大型電気炉 脱臭脱煙装置 大型乾燥機 活性炭吸着脱臭装置 制御盤 給気ファン 給排気ダクト	1
冷凍庫 (プレハブ冷凍庫)	冷凍庫 ホシザキ PF-22SS-1.5 制御盤 庫内の棚	1